

平生町告示第9号

平成25年第3回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年5月29日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成25年6月3日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

(1) 平成25年度平生町一般会計補正予算について

(2) 専決処分事項の承認について

(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

(3) 専決処分事項の承認について

(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(4) 平成24年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

(5) 平成24年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について

(6) 特別委員の辞任について

(7) 常任委員、議会運営委員及び委員長、副委員長の選任について

(8) 一部事務組合議会議員の選挙について

(9) 平生町農業委員会委員の推薦について

(10) 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について

開会日に応招した議員

1番 松本 武士君

2番 村中 仁司君

3番 久保 俊一君

5番 中川 裕之君

6番 河藤 泰明君

7番 淵上 正博君

8番 細田留美子さん

9番 柳井 靖雄君

10番 河内山宏充君

11番 平岡 正一君

12番 岩本ひろ子さん

13番 福田 洋明君

応招しなかった議員

平成25年 第3回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

平成25年6月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成25年6月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認について
(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 報告第1号 平成24年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第8 報告第2号 平成24年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第9 特別委員の辞任について
- 日程第10 常任委員及び委員長、副委員長の選任について
- 日程第11 議会運営委員及び委員長、副委員長の選任について
- 日程第12 田布施・平生水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第13 熊南総合事務組合議会議員の選挙について
- 日程第14 周東環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第15 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第16 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第17 平生町農業委員会委員の推薦について
- 日程第18 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(1日間)
- 日程第4 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認について

(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認について

(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第9 特別委員の辞任について

日程第10 常任委員及び委員長、副委員長の選任について

日程第11 議会運営委員及び委員長、副委員長の選任について

日程第12 田布施・平生水道企業団議会議員の選挙について

日程第13 熊南総合事務組合議会議員の選挙について

日程第14 周東環境衛生組合議会議員の選挙について

日程第15 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について

日程第16 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について

日程第17 平生町農業委員会委員の推薦について

日程第18 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君

教育長	高木 哲夫君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	吉賀 康宏君
総合政策課長 角田 光弘君	町民課長 石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長	山本 俊明君
健康福祉課長 田代 信忠君	建設課長 藤田 衛君
教育次長兼学校教育課長	福本 達弥君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回平生町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、平岡正一議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年4月及び5月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本臨時会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第1号

日程第5．承認第1号

日程第6．承認第2号

日程第7．報告第1号

日程第8．報告第2号

議長（福田 洋明君） 日程第4、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算及び日程第5、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について並びに日程第6、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明並びに日程第7、報告第1号平成24年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について及び日程第8、報告第2号平成24年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてまでの報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

6月に入りまして、今年もすでに1年の半ばを迎えているところであります。今年は4月から5月にかけて、爽やかな天候に恵まれまして、ひらおウォーキング大会など野外での活動は十分満喫できたことだと思います。一方で、平年に比べ雨が少なく、農家の方々にとっては雨が待ち遠しいところでありましたが、ようやく先月27日ごろに、当地域におきましても梅雨入りしたとの気象庁による発表がございました。本町におきましても、今後まとまった降水量がもたらされることが予想されますが、農作物にとって慈雨となりますよう祈るばかりであります。また、近年全国各地でゲリラ豪雨などによる災害が発生をしており、これからの季節においては、一層の警戒が必要なときで、危機管理意識を強く持って、適切に対応していきたいと思っております。

そのような本日、平成25年第3回平生町議会臨時会を開催をいたしましたところ、御多忙にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づきまして、平生町農業委員会委員の推薦をお願い申し上げますことと、瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に伴います補正予算1件、専決処分にかかわります承認2件、繰越明許及び土地開発公社にかかわる2件の報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正は、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に係るもので、補正額といたしましては、88万1,000円を追加いたしまして、予算総額は48億7,608万1,000円となるものであります。

歳出の内容といたしましては、7ページになりますが、選挙費に海区漁業調整委員補欠選挙費を新設し、選挙にかかわる人件費、事務費を計上いたしております。

歳入につきましては、前に戻りまして6ページでございますが、海区漁業調整委員補欠選挙費にかかわる県委託金、及び財政基金からの繰入金を財源充当いたすものであります。

瀬戸内海海区の漁業調整委員会は、瀬戸内海海区内の操業調整等を行う機関でありまして、その委員は、漁民委員9人(7ページに訂正発言あり)、学識経験委員4人、公益代表委員2人の計15人で構成されているものであります。このたび、その委員のうち選挙による委員であります漁民委員1人が5月半ばに逝去され、委員に欠員が生じたため、漁業法第93条第2項の規定により、補欠選挙を行う必要が生じたものであります。同じく漁業法において準用されることとなる公職選挙法第34条第1項の規定によりまして、補欠選挙の期日はその行うべき事由が生じた日から50日以内とされており、5月21日開催の山口県選挙管理委員会におきまして、6月18日告示、27日投票と定められたところであり、緊急に予算を編成する必要が生じたことから、急遽臨時会での予算審議をお願いしたものであります。

続きまして、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について一括して御説明申し上げます。

両条例の改正は、税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から喫緊の課題に対応するため、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、4月1日から施行されたことに伴うものであります。緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分させていただいたものでありまして、同条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

このたびの地方税制の一部改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充、延滞金の見直しなど税制全般にわたる改革の一環として行われたものであります。

主な改正の内容につきましては、個人住民税の住宅ローン控除の延長・拡充では、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として実施されるものであります。所得税の住宅ローン控除適用者で、平成26年から平成29年までの入居者を対象として、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額、または13万6,500円を限度に所得税の課税総所得金額に100分の7を乗じて得た額のいずれか小さい額を、個人住民税から控除するというものであります。

延滞金等の利率の見直しでは、現在の低金利の状況から、国税の見直しにあわせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率を引き下げるものであります。

以上が、専決処分をした平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての主な内容であります。

なお、施行期日は平成25年4月1日ですが、施行期日の異なるものもありますので、附則にて定めております。

続きまして、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について申し上げます。

改正の内容につきましては、地方税法の改正に伴いまして、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことによりまして特定世帯となった国民健康保険の世帯の保険税につきまして、特例を新たに設けたものであります。この特例の内容は、既に講じられております後期高齢者医療制度移行後5年目までの間の世帯別平等割額を2分の1とする軽減措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても、世帯別平等割額を4分の3とするものであります。

続きまして、報告第1号及び報告第2号を一括して御説明申し上げます。

報告第1号は、平成24年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告であります。

子育て支援特別対策事業施設整備費、ため池等整備事業、佐賀漁港海岸保全施設整備事業、また、平成24年度の国の補正予算によります農免農道整備事業、佐賀漁港海岸保全施設整備事業、道路点検事業と、国の震災復興特別会計の予備費活用によります平生中学校普通教室棟耐震改修整備事業に係る平成24年度平生町一般会計繰越明許費であります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の御報告を申し上げます。

次に、報告第2号平成24年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてであります。

去る5月23日、平生町土地開発公社理事会におきまして承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、御報告を申し上げます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決並びに御承認を賜りますようお願い申し上げます。

すみません。ちょっと訂正をさせていただきます。瀬戸内海海区の漁業調整委員会の構成につきまして、先ほど漁民委員9人を8人と申し上げたようでございますので、9人に訂正をしておわびを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第1号平成24年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について及び報告第2号平成24年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についての件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 平生土地開発公社ですね、これ、みのげ団地としてありますよね。それで、この前みのげ団地周辺をちょっと見て回ったんですよ。これ、土地はだいたいどこに行けばあるんですか。

それと、この土地の価格が書いてあるちゅうことは、この価格ちゅうことは、借り入れたときの手形ですか。それによってこの収支報告がいろいろ書いてありますよね。これ僕が間違えとるか知らないんですけど、僕の記憶では、この土地開発公社は整理して清算するようなことも聞いたような気もするんですよ。だからその考え、今後どうするんか。それで、このままずっとこの状態で、利子も払えん状態ですっていつているんですけど、このまま続けるのか。そして、その土地がだいたいどこにきて、どういう土地か、ちょっと説明できたらお願いします。

僕自身現状に行ったんですけど、どこか場所わかりませんでしたのでよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。

まず、1点目のみのげの土地の場所でございますが、現在、既に県事業であります農免農道事業の作業道として舗装して道路の形態をなしております。ですから、大井川沿いから大野促進住宅に入るところから、ほぼ直角で新しい道路ができています。現在、社協のほのほのセンターの西側になるんですかね、そちらに山に向かって新しい道ができています。二車線の道が。そこが主には、みのげのここに上がっております土地であります。面積で約875平米ということでございます。

それと、ここに上がっております金額でございますが、これは、みのげの土地の台帳上の簿価でありまして、毎年金融機関から借入れを起こしまして、その利息を払いながら、毎年ずっているという状況でございます。

3点目でございますが、公社の今後のあり方でございますが、現在、先ほど申し上げましたように県の農免農道の整備事業の作業道として、その土地を使っております。予定ではあと2年程度で農免農道が完成するようでございますので、その完成後には、作業道のままで、工事終了後には公社にまず県から返還していただきまして、その後、町が公社から買い取る予定でございます。その段階で、公社の解散ということになるわけでございますが、具体的な流れといたしましては、解散に係る経費を計上いたしまして、解散に係る公社の理事会での同意、そのときに町議会の議決、その後県知事への許可という手続きを経まして解散という流れになるわけでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。分割して採決を行います。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。

よって、承認第1号及び承認第2号の件は、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。

委員会室で全員協議会を開催いたします。午前9時35分から全員協議会を開催いたします。

本会議は、全員協議会が終了次第、再開するというにいたします。

午前9時21分休憩

.....
午前10時55分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第9．特別委員の辞任について

議長（福田 洋明君） 日程第9、特別委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、河藤泰明議員の御退席をお願いします。

〔6番 河藤 泰明議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、河藤泰明議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔6番 河藤 泰明議員 入場〕

議長（福田 洋明君） 次に、地方自治法第117条の規定により、岩本ひろ子議員の御退席をお願いします。

〔12番 岩本ひろ子議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、岩本ひろ子議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔12番 岩本ひろ子議員 入場〕

議長（福田 洋明君） 次に、地方自治法第117条の規定により、中川裕之議員の御退席をお願いします。

〔5番 中川 裕之議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、中川裕之議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔5番 中川 裕之議員 入場〕

議長（福田 洋明君） 次に、地方自治法第117条の規定により、久保俊一議員の御退席をお願いします。

〔3番 久保 俊一議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、久保俊一議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔3番 久保 俊一議員 入場〕

議長（福田 洋明君） 次に、地方自治法第117条の規定により、村中仁司議員の御退席をお願いします。

〔2番 村中 仁司議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、村中仁司議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔 2 番 村中 仁司議員 入場 〕

議長（福田 洋明君） 次に、地方自治法第 117 条の規定により、松本武士議員の御退席をお願いします。

〔 1 番 松本 武士議員 退席 〕

議長（福田 洋明君） 松本武士議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、松本武士議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔 1 番 松本 武士議員 入場 〕

日程第 10 . 常任委員及び委員長、副委員長の選任について

日程第 11 . 議会運営委員及び委員長、副委員長の選任について

議長（福田 洋明君） 日程第 10、常任委員及び委員長、副委員長の選任について並びに日程第 11、議会運営委員及び委員長、副委員長の選任についてまでを一括議題といたします。

常任委員、議会運営委員及び委員長、副委員長の選任については、平生町議会委員会条例第 5 条第 4 項及び第 6 条第 2 項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

ただいまから指名いたします。

まず、総務厚生常任委員に、村中仁司議員、平岡正一議員、福田洋明議員、細田留美子議員、淵上正博議員、中川裕之議員。委員長に村中仁司議員、副委員長に平岡正一議員。

次に、産業文教常任委員に、久保俊一議員、柳井靖雄議員、河内山宏充議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、松本武士議員。委員長に久保俊一議員、副委員長に柳井靖雄議員。

次に、議会運営委員に、河藤泰明議員、淵上正博議員、柳井靖雄議員、細田留美子議員、久保俊一議員、村中仁司議員。委員長に河藤泰明議員、副委員長に淵上正博議員。

それぞれ指名及び選任いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員、議会運営委員及び委員長、副委員長に選任することに決しました。

日程第12．田布施・平生水道企業団議会議員の選挙について

日程第13．熊南総合事務組合議会議員の選挙について

日程第14．周東環境衛生組合議会議員の選挙について

日程第15．柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について

日程第16．柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について

議長（福田 洋明君） 日程第12、田布施・平生水道企業団議会議員の選挙についてから日程第16、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙についてまでを一括議題といたします。

これより、田布施・平生水道企業団議会議員、熊南総合事務組合議会議員、周東環境衛生組合議会議員、柳井地区広域消防組合議会議員並びに柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきまして、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

ただいまから指名いたします。

田布施・平生水道企業団議会議員に、柳井靖雄議員、久保俊一議員、中川裕之議員。

熊南総合事務組合議会議員に、細田留美子議員、河藤泰明議員、松本武士議員。

周東環境衛生組合議会議員に、河内山宏充議員、洲上正博議員。

柳井地区広域消防組合議会議員に、中川裕之議員。

柳井地域広域水道企業団議会議員に、河内山宏充議員をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各組合議会議員を当選人と定める

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたそれぞれの議員が当選されました。

ただいま各組會議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

・ ・

日程第17．平生町農業委員会委員の推薦について

議長（福田 洋明君） 日程第17、平生町農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員2名のうち、まず、岩本ひろ子議員を推薦したいと思います。なお、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、岩本ひろ子議員の御退席をお願いします。

〔12番 岩本ひろ子議員 退席〕

議長（福田 洋明君） それでは、岩本ひろ子議員を農業委員として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、岩本ひろ子議員を推薦することに決しました。どうぞお入りください。

〔12番 岩本ひろ子議員 入場〕

議長（福田 洋明君） それでは次に、農業委員として、村中仁司議員を推薦したいと思います。同じく除斥に該当しますので、村中仁司議員の御退席をお願いします。

〔2番 村中 仁司議員 退席〕

議長（福田 洋明君） それでは、村中仁司議員を農業委員として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、村中仁司議員を推薦することに決しました。どうぞお入りください。

〔2番 村中 仁司議員 入場〕

議長（福田 洋明君） したがいまして、議会推薦の農業委員は2人とし、岩本ひろ子議員、村中仁司議員、以上の方を推薦することに決しました。

日程第18．議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について

議長（福田 洋明君） 日程第18、議会広報広聴調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報広聴調査特別委員会委員の選任については、平生町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

ただいまから指名をいたします。

中川裕之議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、久保俊一議員、村中仁司議員、松本武士議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって議会広報広聴調査特別委員会委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。午前11時30分から再開いたします。

午前11時14分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいま、議会広報広聴調査特別委員会委員長から、委員会を開催し、委員長に中川裕之議員、副委員長に岩本ひろ子議員を互選したとの申し出がありましたので御報告いたします。

議長（福田 洋明君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを追加し、日程第19として議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを追加し、日程第19として議題とすることに決しました。

日程第19．議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（福田 洋明君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を議題と

いたします。

会議規則第67条第2項の規定により、議会運営委員長から本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、議会運営委員の任期中における閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成25年第3回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 岩 本 ひろ子